

京都市道路附属物自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年6月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第30号

京都市道路附属物自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

京都市道路附属物自転車等駐車場条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第1条各号列記以外の部分中「京都市道路附属物自転車等駐車場条例（以下「」及び「という。）」を削り、同条第1号中「(条例第1条に規定する自転車等駐車場をいう。以下同じ。）」を削り、同条を第2条とし、同条の前に次の1条を加える。

(入退場時間)

第1条 京都市道路附属物自転車等駐車場条例（以下「条例」という。）第4条第2項に規定する別に定める自転車等駐車場（条例第1条に規定する自転車等駐車場をいう。以下同じ。）の入退場時間は、別表第1に掲げるとおりとする。ただし、条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

第3条第1項各号列記以外の部分中「第7条第3項」を「第7条第4項」に、「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号」を「別表第2」に改め、同項各号を削る。

第4条第1項本文中「第7条第3項」を「第7条第4項」に改める。

別表中「第2条関係」を「第1条関係」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第3条関係）

区 分	駐 車 料 金 （ 1 回 に つ き ）
自 転 車	1日（条例第7条第3項に規定する1日をいう。以下この表において同じ。）ごとに200円。ただし、入場させた時刻から次に掲げる時間以内に退場させる場合にあつては、それぞれ次に掲げる額
	(1) 30分 無料
	(2) 3時間 100円

	(3) 10時間 150円
原動機付 自転車	1日ごとに300円。ただし、入場させた時刻から次に掲げる 時間以内に退場させる場合にあつては、それぞれ次に掲げる額 (1) 3時間 200円 (2) 10時間 250円

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に入場させ、かつ、施行日以後に退場させる自転車及び原動機付自転車の駐車に係る駐車料金については、改正後の京都市道路附属物自転車等駐車場条例施行規則第3条及び別表第2の規定を適用する。

(建設局自転車政策推進室)